

評価軸・評価指標の設定にあたっての考え方(案)

平成27年7月9日

基本的な考え方

事業年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、以降の業務運営の改善等に資するものであり、適切に評価を行うための客観的かつ具体的な評価基準として、以下の基準を設定する。

【評価軸】

平成27年度から評価の体制が変更となったが、第3期中期目標・中期計画の業務実績は旧制度下における業務実績であるので、継続性を重視する(※1)。

1. 現行の中期計画に記載されている評価項目を考慮して評価軸を設定
2. 現行の評価基準及び独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)及び研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案(平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議)に基づき評価軸を設定(※2)。
3. 評価軸に係る定性的、定量的視点については、現行の評価基準(※3)とする。

※1 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に関する内閣府、総務省の Q & A では、「現行の中期目標を新中長期目標とみなす場合についても、平成 27 年度に実施する平成 26 年度業務実績評価は評価指針に基づき、評価軸を基本として評価するとされていることを踏まえ、現行の中期目標に係る運用の継続性等も考慮に入れ、評価軸については各府省の判断により適切な形で順次定めることとする。」とされているので、評価基準・評価の視点の設定にあたっても上記方針を従うものとする。

※2 評価軸について(独立行政法人の目標の策定に関する指針Ⅲ-5-(1)-⑤より抜粋)

「主務大臣は、各国立研究開発法人の役割(ミッション)、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。」

※3 現行の評価基準は、年度計画に記載されている項目が達成されているかの観点から評価基準を作成。